

## 資 料

### フランスの労働組合規約に関する資料集 (1)

大 和 田 敏 太

本資料は、フランスの労働組合の規約を収録する。

フランスにおける団結権を実態的に研究するうえでの基礎的資料として整理したものである。

資料の第Ⅰ部では、六大労働組合中央組織の規約を対象とし、第Ⅱ部において、各中央組織の加盟労働組合および下部組織の規約を、第Ⅲ部において、その他の労働組合（独立系など）の規約をとりあげる。

各規約の収録にあたっては、必要に応じて、附属する内部運営規則(*règlement intérieur*)（「内規」と略称・表示する）を併記した。

第Ⅰ部での各規約の収録は、大和田が設けた見出し(<>)ごとに編集し、関連する規約条文を、規約の中に記述されている見出しおよび条文番号とともに訳出した。

第Ⅰ部において対象とした六大中央組織名ならびにその規約（および内規）修正の最新年度は、以下のとおりである。

- ① CGT (Confédération Générale du Travail 労働総同盟) 1982年
- ② CFDT (Confédération Française Démocratique du Travail フランス民主労働同盟) 1982年
- ③ FO (Confédération Générale du Travail <Force Ouvrière> 労働総同盟<労働者の力>派) 1974年
- ④ CFTC (Confédération Française des Travailleurs Chrétiens フランスキリスト教労働者同盟) 1973年
- ⑤ CGC (Confédération Française de l'Encadrement-CGC フランス管理職員同盟) 1984年
- ⑥ FEN (Fédération de l'Education Nationale 全国教員連盟) 1982年

なお、CGT規約の訳出にあたっては、黒川俊雄監訳「労働組合運動と経済学——フランス労働総同盟(CGT)中級教科書 1」(労働旬報社 1978年)所収のCGT規約を参照した。

本資料集は、1986年度の文部省科学研究費（奨励研究(A)）の補助による研究成果の一部をなすものである。

## 第Ⅰ部 六大労働組合中央組織の規約

### 1. <基本理念・目的・構成>

#### ① CGT

##### 前 文

労働組合運動は、すべての段階において、使用者側、政府、政党、哲学的潮流またはその他の外部団体から絶対に独立して運営され、その行動を決定する。

労働組合運動は、特定の活動のために他の団体から呼びかけられる提起にたいして、積極的にもしくは否定的に応える権利を留保する。労働組合運動は、また、政党にたいする中立性は、公的自由や、現在のまたは今後の改革を脅かす危険性にたいする無関心を意味しえないと考えるものであって、そうした一時的な協力を発議する権利を留保する。

規約上の労働組合の総会と大会だけが、決定を採択する権限を有する。

組合民主主義は、各組合員が、組合内部において、組合組織の運営と発展に関わるあらゆる問題について、自己の見解を自由に主張することを保障するものである。

労働組合は、あらゆる意見をもつ賃労働者を結集させるのであるから、いかなる加盟組合員も、労働組合組織の外部における、その意見の表明についてなんら気遣う必要はない。

表現の自由および民主主義の確保は、労働組合運動の基本原則によって、定立され、保障されているものであるが、このことは、労働組合組織の内部における民主主義の正常な機能に影響をおよぼし、そして歪める目的から、労働組合内部で分派として行動する組織の結成を正当化したり、容認するものではない。

労働組合は、その本質上、そしてその構成からして、多様な意見をもつ労働者を結集させるものであるから、その統一を維持するために、最大限寛大な精神を發揮する。

本規約は、労働組合の团结を維持する諸手段、二つの代表団<sup>(1)</sup>によって認められた諸原則と採択された諸憲章の遵守について定めなければならない。

本規約は、労働者の利益の擁護という労働組合の不变の役割を労働組合が果たし続けることを保障する。

(1) 1936年3月のトゥールーズ大会によって採択された統一憲章を作成した労働  
総同盟(CGT)と統一労働総同盟(CGTU)の二つの代表団をさす。

##### <目的および構成>

##### 第1条

労働総同盟は、本規約によって運営されるのであるが、政治的、哲学的および宗教的意見の相違を問うことなく、賃労働者の精神的、物質的、経済的および職業的利益を擁護する

ために率先してたたかうことを自覺する賃労働者を結集するすべての組織を連合させる。

CGTは、その方針と活動においては、フランスの労働組合運動の歴史を貫く大衆的かつ階級的な民主的労働組合運動の諸原則をくみとりながら、とりわけ生産および交換手段の社会化によって、資本主義的搾取の廃止を、自らの目的とする。あらゆる賃労働者の利益そのもののために、CGTは、単一労働組合組織の実現に賛意を表明するとともに、そのため行動する。

いかなる者も、本組織外における政治活動あるいは選挙活動に際しては、総同盟員たる資格あるいは総同盟の職務を利用することはできない。

## 第2条

労働総同盟は、連盟主義と組合民主主義の原則に立脚するものであって、本規約にしたがう諸組織の完全な自治を保障しつつ尊重する。

## 第3条

労働総同盟は、以下の組織によって構成される。

- ・全国連盟
- ・県連合

CGTは、海外県および海外領土の独自の行政上の地位を考慮して、かつこれらの諸国の労働組合中央組織の合意のもとに、フランスの公権力にたいして、これらの組織を代表する。

CGTは、世界労働組合連盟に加盟する。

## 第4条

いかなる労働組合も、全国的な連盟組織に加盟し、かつ当該の県連合に加盟していないければ、労働総同盟としての権利を主張することができない。連盟あるいは県連合は、この二重の義務を果していない労働組合を、その内部に、受け入れあるいは維持することができない。

## ② CFDT

### 1 諸原則の宣言

#### 前文

労働者の解放と集団的成長をめざす労働運動のあらゆる闘いは、人間はすべて理性と良心を受けられており、生れながらにして、尊厳と権利において自由かつ平等であるという根本的観念にもとづいている。

技術的進歩——本来社会の繁栄に役立つべきものであるが——に特徴づけられる、発展しつつある世界においては、労働者は、かつてないほど、非人間的あるいは技術主義的な構造や方法——労働者を搾取や隸属の対象としている——によって脅かされている。

世界を分裂させる紛争や核兵器による人類の破滅の脅威に直面して、人民の間の正義、

友好そして平和の必要性が、かつてなく、高まっている。

労働組合運動は、労働者にとって、民主的社會の建設および個別的かつ集団的成長のための不可欠の手段である。

そのためには、労働組合運動は、人間の尊厳——自由と責任をめざす、正義と平和をめざすその闘いを鼓舞している——の尊重という本源的な要請に忠実でなければならない。

かくして、同盟は、労働者の願望に全面的に応える民主的な大中央組織となるという意思を表明する。同盟は、人類の基本的要求および社會におけるその位置の確定にたいする、さまざまな形での人道主義——キリスト教人道主義もそのひとつである——の寄与を強調するとともに、われわれのものもあるそれらの要求に立脚したイデオロギー的な労働組合運動に忠実に、我々の活動を発展させたいと考える。これらの基盤の上に、同盟は、断固として、人間、家族および集団の基本的権利のための闘争を、それから派生する義務の尊重とともに、追求する。

人はすべて、人間としてあつかわれる権利を有する。すべての者にたいして、信仰、言論および表現の自由の完全な行使とともに、社會における種々の生活要求に満足を与えることを可能とする結社を結成する権利が保障されなければならない。

人はすべて、その人生を支配し、種々の集団および天賦の共同体——その第一のものは家族である——の内部においてその人格を発達させ、そしてそのためには、自分自身および家族のために、物質的、文化的および精神的財産を処分する権利を有する。人はすべて司法権の独立、情報の客觀性、あらゆる段階の教育への接近の実際的可能性、そして政治的決定の形成および監督への積極的参加を保障する民主主義において生活する権利を有する。

最も劣位の立場にある、社會階層、地域および人民は、人間社會の実効的連帶にたいする権利を有するのであり、その組織化は、より優位の立場にあるそれぞれの人および集団あるいは共同体にたいして、この連帶が求める義務にたえず従わせるものとならなければならぬ。

男子および女子労働者にたいして、社會は、以下の権利を保障しなければならない。

- 安定しつつ自由に選択される雇用の権利：自己および家族に、現代文明の可能性に適合した生活を可能とする所得への権利：生存に必要な財産の所有権
- 人格の完成および発展を保障する生活および労働条件の権利：特に失業、疾病および老齢に際しての、共同体の実効的な連帶の権利
- 争議権を含んだ組合活動の自由な行使への権利：あらゆる段階での經濟的および社會的生活における責任の権利
- 組合組織にとって、その利益が争われているいたるところで、その利益を擁護する権利

このような基盤の上に、同盟は、職場に強固に根ざした大衆的労働組合運動——それは、連帶するあらゆる諸階層の男子および女子労働者を結集させ、かれらは各々がその行動に

必要な力量をくみだすことができる哲学、宗教および動機を遵守することによって、同盟が依拠している根本的価値に立脚した民主的社会を共同して建設するために、団結しようとするのである——を実現しようと考える。

フランス労働運動の最も根本的な伝統に忠実に、同盟は、これらの展望が、労働者を結集させることができるものであることを確信して、以下のように規約を定める。

## 第1条

同盟は、自分達の共通の利益を擁護し、自由かつ責任ある人々の民主的社会を創設するために闘うことを決意するすべての労働者に——各自の個人的、哲学的、道徳的あるいは宗教的信条の相互の尊重にもとづいて——開かれた労働組合組織を結集させる。

本規約前文にしたがって、同盟およびその諸組織は以下のことを確認する。

——自由、正義および平和にたいする人権の普遍的基礎であり、社会生活の本源的要素である人間の尊厳が、社会および国家の組織を領導する。

したがって、社会の諸構造および諸制度は、以下のようにでなければならない。

a) 個人的、家族的および社会的領域において、すべての人にたいして、その人が属する種々の集団および共同体の内部で、その物質的、知的および精神的要求を満足させることによって、その人格を発展させることを可能とする。

b) 文化に接近し、社会の建設において責任を果たす平等な機会を、各人に提供する。

c) 労働者および労働組合組織にその権利の完全な行使を保障する経済的かつ政治的権力の民主的な分配および監督を実現する。

かくして、同盟は、以上の要求を無視するすべての状況、すべての構造あるいは制度に抗議する。

同盟は、したがって、あらゆる形態の資本主義および全体主義と闘う。

同盟は、また、自らの責任と政治集団の責任とを区別することが必要であると考え、國家、党派、教会はじめ一切の外部集団にたいして、その行動において、完全な独立性を保つ。

同盟は、社会に現存する対立関係の系統的な深化を、原則として、追い求めるところなく、その行動にあたっては、労働者のなかで、その解放の条件の自覚を喚起することをめざす。

同盟は、全面的な自治のもとで、かつ、その原則にしたがって、その目標を実現するためには採用することが有益であると判断される手段および共闘を選択する。

同盟は、——その個別の諸組織の対内的民主主義に立脚し、そして各組織にたいして、同盟にかかる審議および決定にあたっては、その役割を保障するが——経済的自由の擁護および拡張のために闘う。同盟が掲げる目標を達成するために、その依拠する価値に合

致した，加盟組合員の教育を系統的に発展させる。

同盟は，以下のことを確認する。

——労働組合運動は，労働者の国際的協同を発展させつつ，自由の拡張，人民間の連帶および平和の維持にとって不可欠な世界組織における責任の一端を引き受けなければならない。

## 2 一般規定

### 第2条 名称，法的形態および所在地

同盟は，〈Confédération Française Démocratique du Travail〉，略称〈C. F. D. T.〉と名称する。

同盟は，労働法典第IV巻にしたがって設立される労働組合の連合体という法的形態とする。

同盟の本部は，Parisに置かれる。

本部は，全国幹事会の決定によって移転されることがある。

### 第3条 同盟の目的

第1条に定められた諸原則にもとづいて，同盟の目的は，以下のとおりである。

——その職業，年齢，国籍を問わず，男子および女子労働者を結集させ，組織する労働組合を連合させること

——争議を含む最も適切な手段によって，賃労働者の経済的および職業的利益，ならびに物質的および精神的権利を擁護するために，同盟諸組織および労働者との，全般的な行動を調整および組織すること

——国際的連帶を発展させること，そして，諸外国の組織と行動を共同させることによって，世界の労働者に共通する利益の擁護を組織すること

——以下にたいして，同盟の諸組織を代表すること，必要なときには支援すること

a) 公権力および法的諸制度にたいして

b) 全国的使用者組織にたいして，とくに職業的全国労働協約の交渉および締結に際して

c) 一般的利益にかかるる，全国的および国際的制度および組織にたいして

これらの目的を達成するために，同盟は，情報および教育の分野で，有益と判断される活動を発展させる。

同盟は，同盟の諸組織の要求に応じた業務を行う

同盟は，労働者を擁護し，また労働者を援助することのできるあらゆる制度の創設を支持する。

同盟は，同盟の目的と合致する国際的組織あるいは制度に加盟することができる。

### 3 構 成

#### 第4条 労働組合

本規約なかんずく諸原則の宣言を認める労働組合はすべて、同盟に所属することができる。

#### 第5条 連盟、地方あるいは県連合

CFDTの内部組織は、以下のものを含む。

- 1) 垂直的あるいは職業的次元では——産業別あるいは業種別の全国連盟
- 2) 水平的あるいは職際的次元では——現行の県連合を含む地方連合および地域連合連盟および職際的連合の活動範囲は、関係組織の意見を徵した後、同盟によって定められる。

連盟あるいは職際的連合の活動範囲にかかわっているすべての労働組合は、義務的にその構成員になるとともに、完全な権利を有する。

同盟は、特定の範囲の労働者を、有益と判断される形態のもとに結集させることを決定できる。

同盟は、退職労働者の団体との関係を持ち、かつ維持することができる。

#### 第6条

連盟および職際的連合は、労働組合連合体としての法的形態および法人格を有する。

本規約の枠内で、これら組織は、自治を有する。

これら組織は、検討されあるいは採択された規約変更、その指導機構の構成の変更、ならびにその決定あるいは立場の変更を同盟に通知する。

これらの組織は、その出版物を同盟に送付する。

連合体の運営において、たとえば指導機構の不存在、規約上の機関会議の未開催など重大な困難が生じた場合には、全国幹事会は、必要な一切の措置をなすことができ、とりわけ問題となっている連盟あるいは職際的連合の大会あるいは総会を招集することができる。

#### 第8条

加盟労働組合は、同盟およびその加入している労働組合連合体の規約上の留保はあるが、その固有の領域においては、自治を保持する。

加盟労働組合は、検討されあるいは採択された規約上の変更および指導機構の構成の変更を同盟およびその労働組合連合体に通知する。

加盟労働組合は、おなじく、その出版物を送付する。

### ③ F O

#### 前 文

FO労働組合は、その労働総同盟の結成全国大会に参集して、使用者、政府、政治集団

もしくは団体、哲学的潮流にたいするその絶対的な独立性、および一般に、労働組合運動の外部のいっさいの影響に対する断固とした姿勢を、莊重に確認する。

F.O労働組合は、労働組合運動がとりあげるその権限に属するすべての問題について、自ら決定を下すことが、労働組合運動にとって、絶対的に必要であることを確認する。このことは、1906年に、組合運動が、アミアンでの総同盟大会を導いた精神にしたがって、要求問題および管理問題において、その組織、その運営、その行動を完全に支配することを意味している。

労働組合運動は、その運命を国家の運命に結び付けてはならず、また、何であれ政治集団——その目的は、国家の獲得および特權の強化である——に加担してはならないのであるから、労働組合組織は、完全に独立して、その綱領やその展望を実現する。

そのため、労働組合組織は、その本来の行動の延長として、労働組合および協同組合組織との連合——ただし、その組織が民主主義的性格を有し、その目的が自己の目的と同様であることを条件とするが——に加わることができる。この連合の目的は、労働者の地位をすべての分野において改善することおよび経済の全体的民主化に向けて進み出すことである。

しかしながら、F.O労働組合は、労働者の労働組合運動は国民のなかにあって孤立することはできないことを確認する。

労働組合運動は、民主的制度の外では存在することができないのであるから、国家の形態に無関心ではおれないのであって、F.O労働組合は、情勢が明らかに要求する場合には、特定の行動のための協調あるいは協力を実行する権利——義務ともなりうるが——を、労働組合運動にたいして認める。

F.O労働組合は、労働組合運動の権能および結束というその最大の配慮を、一切の党派的利害よりも、上位におく。F.O労働組合は、痛ましい経験により教えられたところであるが、労働組合運動を党派の一手段とするための、政党活動家による労働組合の責任ある地位の系統的獲得を、労働者の統一を侵害するものであると断言する。

独立しかつ自由な労働組合運動を存立させるという労働者の根本的なかつ断固たる意思の表現として、F.O労働組合は、労働組合運動にその権能と権威を保障した諸原則から導かれる以下の規約を、労働総同盟に与えることを決定する。

第一回大会に結集したるF.O労働組合は、その伝統および行動において、労働組合運動の眞の继承者であることを自任し、平和へのその意思を断固として表明するとともに、第三十三回全国職能大会の名をもって、フランス労働組合運動の歴史の中に加わることを決意する。

### <目的および構成>

#### 第1条

本規約によって運営される労働総同盟<FO>は、賃労働者および雇用主の消滅のため

に、私的なものであれ、国家によるものであれ、あらゆる形態の榨取にたいする闘争を自覚し、自分たちの精神的および物質的、経済的および職業的利益を擁護しようとする賃労働者から構成されるすべての組織を、政治的、哲学的および宗教的意見の区別なく、結集することを目的とする。

その従事している職務の如何を問わず、他人を榨取することなく、自らの労働で生計を立てているすべての者が、賃労働者とみなされる。

いかなる者も、政治活動あるいはいかなるものであれ選挙活動において、総同盟員たる資格あるいは総同盟の職務を利用することはできない。

## 第2条

連盟主義および自由の原則に立脚する労働総同盟<FO>は、本規約に服する諸組織の完全な自治を保障し、尊重する。

## 第3条

労働総同盟<FO>は、①全国連盟 ②諸組合による、県、県際あるいは海外県連合、から構成される。

労働総同盟<FO>は、国際自由労連に加盟する。

## 第4条

いかなる労働組合も、全国連盟および県連合に加盟していなければ、労働総同盟<FO>としての権利を主張することができない。したがって、各連盟もしくは県連合あるいは県際連合は、それぞれの労働組合に、その組合費の包括的な納入を要求することができる。——総同盟規約第15条および39条に定められた総同盟委員会が、連盟あるいは連合にたいして組合費の正規の納入がなされない場合に、一切の争いについて、常時、訴えを受けることができ、そして、必要な措置あるいは制裁を決定することができる。——連盟あるいは連合は、この二重の義務を果していない労働組合を、その内部に、受け入れあるいは維持することはできない。

## ④ CFTC

### 第1章 諸原則

#### 第1条

わが同盟は、その行動においては、キリスト教社会道義の諸原則を援用しつつそれに導かれる。同盟が、国民の繁栄という心配りとともに、経済的かつ社会的組織の諸問題に直面して、その立脚する立場は、友愛の精神および正義の要請を貫かすことによって、平和という理想の勝利を準備するという配慮から、規定されている。

わが同盟は、人こそが、生産の動機でもありかつ目的でもあって、生産の本質的要素であると考える。したがって、生産の条件そのものが、個人、家族および社会の次元における、物質的、知的および精神的要求の当然な充足による人格の正常な発達を可能とするこ

とが必要である。

わが同盟は、現在の生産条件は、このような目的を実現することを許さないものであると判断し、生産諸力の最善の活用と生産に関与する種々の成員の間での生産の成果のより公平な分配を保障するような形で、諸条件を変革することが必要であると考える。

わが同盟は、階級対立の系統的発展によってではなく、労働者およびその集団が全体として尊重されるようなものと考えられる経済的組織によって、これらの変革を遂行しようとする。

わが同盟は、政治的および経済的、国内的および国際的機構において、正当な要求の実現を、合法的な手段によって、追求しようとする。わが同盟は、公権力が、職業的および経済的利益の代表機関に最大の地位を承認しつゝ、そして労働組合運動をわが国の経済政策に関与させなければならないことを主張する。——しかし、わが同盟は、組合組織は、公的生活の正常な秩序のために、自らの責任と政治集団の責任とを区別しなければならないと考え、その行動にあたっては、国家、政府および党派にたいする完全な独立性を保持しようとする。わが同盟は、組合運動に特有の教育的資産を最大限に活用することを決意するとともに、職業的および経済的生活の民主主義的組織化において、帰せられる責任に応じて、労働者の教育に貢献できる知的、精神のあるいは宗教的分野の協力を呼びかけたい。

わが同盟は、その行動を、労働の全般的利益の擁護および代表権能に厳密に限定するとともに、一切の外部的、政治的あるいは宗教的団体から独立して決定するその行動の完全な責任を果たすものである。

## 第2章 同盟の目的

### 第2条

同盟の目的は、以下のとおりである。

——前述の諸原則に基づいた全般的な組合運動を、フランスにおいて創り出すこと

——そのような運動のための宣伝を組織すること

——全国的および国際的な職業的活動を遂行すること

——一般利益が必要とする場合には、以下にたいして、同盟加盟諸組織を代表すること

a) 公権力および法的諸制度にたいして

b) 社会的あるいは経済的性格の全国的な組織あるいは制度にたいして

c) 國際的な制度あるいは組織にたいして

——運動の基本的諸原則の一体性およびその遵守を監視すること

——同盟加盟諸組織に必要と認められるすべての業務を設置すること

——労働者を擁護しあるいは労働者に援助を与えることのできる一般利益のための制度を組織しあるいは支援すること

### 第3条

同盟は、『CONFÉDÉRATION FRANÇAISE DES TRAVAILLEURS CHRETIENS』と名称する。

### 第3章 組 織 構 成

#### 第4条

その規約および行動において、如上に表明された諸原則をその発想とするすべての組合が、同盟に所属することができる。

CFTC の内部組織は、以下のものを含む。

- a) 職業的次元では、同一の職業に従事あるいは同種の業種に属する労働者の組合全体を結集する産業別あるいは業種別の全国連盟
- b) 地域的次元では、県の範囲内で、すべての職業の組合あるいは全国組合の支部全体——それが、地域連合あるいは職際連合に集められているか否かを問わず——を結集する県連合

県連合は、内部運営規則により定められた条件のもとで、地方連合を結成する。

地域連合が結成される場合には、すべての組合および県、地方あるいは全国組合のすべての支部が、義務的に加盟する。

退職労働者の職業別あるいは県別の団体は、全国連合として連合体を作り、その規約は、同盟評議会の承認に付される。

同連合は、大会、全国委員会および同盟評議会に、諮問権を持って、代表される。

#### 第5条

県連合への加盟は、同盟のすべての組合および組合支部にとり、義務的である。産業別あるいは業種別の連盟への加盟に関しても、同様の義務が存在する。

ただし、ある組合が加盟を申し込むことのできる全国連盟も県連合も存在しない場合には、その組合は、同盟評議会によって定められる期限内に、その状態を正常化するという条件のもとで、臨時的に同盟の中に受け入れられる。

#### 第6条

同盟に加盟する組合および諸組織は、同盟の規約の枠内で、その完全な自治を保持する。それら組織は、同盟の産業別あるいは業種別の連盟および県連合に加盟する義務を遵守するという留保のもとで、同盟評議会の事前の合意を条件として、運動の外部組織と恒常的な関係を作りあるいは維持することができる。

#### ⑤ CGC

#### 前 文

わが同盟に加盟する諸組織は、私企業・公企業・国営企業部門や公務員部門において、

管理職員によって果たされている特有の役割、および決定権限の代表者や他の職種の賃労働者とは異なって、責任、創意あるいは命令を含む職務の遂行により特徴づけられるその存在の独自性を主張する必要性を認めるものである。

にもかかわらず、管理職員の願望は、他の職種の賃労働者を結集する組合組織においては、正確に反映されないと考える。

かくして、わが同盟は、管理職員組合員の特別の代表性、この職種の賃労働者の地位向上および利益擁護を保障し、そして公平、正義、自由および民主主義の理念にしたがった職業的・社会的関係を発展させるという第一の使命を確認する。

管理職員全体の願望に応えるために、わが同盟は、政治的、宗教的あるいは人種的潮流の団体とはいかななる関係も持たず、そしてこれらの分野の一切の論議は禁止されるものである。

わが同盟は、したがって、厳密に組合的な性格を確認する。

わが同盟および同盟を構成する諸組織は、管理職員の物質的および精神的利益の擁護を保障し、賃労働者の世界においてさらに一般に経済の分野において、主動的な役割を果たすことを目的とする。さらには、学生、生徒など管理職員を構成することを予定されるすべてのものの参入を準備することに専念を払う。

わが同盟は、種々の社会階層は、自らの正当な利益の擁護にあたっては、他階層の願望や拘束を考慮しなければならないことを宣言する。

わが同盟は、管理職員が企業内において果している教育・訓練、権限および役割は、われわれに、組合活動の管轄に属するすべての分野において、提案の勢力となることを義務づけていると考える。

そのためには、わが同盟は、協議を特に重視することによって、組合員の正当な要求の実現のために、あらゆることを実行する義務がある。

それゆえ、わが同盟は、管理職員の特別の組合組織を自任し、彼らの代表性および地位向上を、独立して、保障する。

わが同盟への加盟あるいは所属は、本規約およびその前文の完全なかつ全面的な承認を意味する。したがって、各組合あるいは連盟は、必要な場合には、その規約を修正しなければならない。

## 第1節 同盟の定義

### 第1条

フランス管理職員同盟は、労働立法および本規約によって、運営される。

同盟は、その加盟および構成諸組織のために、**< C.F.E.-CGC >** の略号を使用することができます。

以下の条項においては、同盟という名称により、指称される。

同盟の活動は、その職務が、責任、創意あるいは命令を伴い、管理職員を構成する賃労働者の利益のために、遂行される。

その管轄範囲の画定は、各々の職業分野の特殊性に応じて、かつ第5条に定められた条件により与えられる同盟の認証をえて、加盟組織の規約において、明確にされなければならない。

明白にかつ恒常に使用者として位置づけられ、その権限を持つものは、同盟あるいはその加盟諸組織からの委任がある場合を除いて、上記に定義された管理職員には属さない。

## 第2条

同盟の目的は、以下のとおりである。

- 管理職員の利益の研究および擁護、ならびにその枠内での職際的性格の行動の調整および組織化
- 管理職員の概念の評価向上
- 連帯、正義および責任の精神による、管理職員の要求の実現
- 組合員の経済的、社会的および法的教育・訓練
- 経済的および社会的問題の研究、ならびにこれら研究の結論の実行
- 職際的次元で、公権力およびすべての全国的あるいは国際的機構にたいして、管理職員を代表すること
- 労働争議の予防および公平な解決のために加盟組織の支援

## 第3条

同盟の本部は、Parisに置かれる。

本部は、同盟委員会の決定によって、移転されうる。

### 第2節 同盟の構成

## 第4条

以下のものが、加盟構成員として、同盟への加入を認められる。

- 組合の全国連盟
- 該当する全国連盟が存在しない職業分野に属する全国組合
- 該当する全国連盟も全国組合も存在しない職業分野に属する地方、県あるいは地域組合

これら全国連盟および組合は、第1条に定義された管理職員に属する職務上の肩書を有する賃労働者あるいは退職者だけを結集させ、かつそのことを証明できなければならない。1975年10月3日の職際全国協定の適用を受けるあるいはそのことを要求している、労働立法上の意味における、商事代理人たる賃労働者は、強制的に、Fédération Syndicale Nationale de la Représentation Commerciale (F.S.N.R.C.) の内部で組織される。

第5条により同盟に加盟を認められた組合は、一の全国連盟を実現するように、可能な限り連合しなければならない。——この連合は、関連性あるいは類似の業務を介して、実

現されなければならない。

結局、ある組合の属する職業分野に、同盟に加盟する全国連盟あるいは全国組合が存在する場合には、その組合は、加盟構成員として同盟に加盟を認められない。

### 第5条

組合組織による同盟への加盟申し込みはすべて、加盟を決定した総会の議事抄録および規約の原本証明付き複写を伴って、書面によってなされる。

同盟委員会が、全国幹事会の見解を微した後、加盟申し込みについて決定する。

加盟組織によってその規約に加えられる修正は、全国幹事会に通知される。全国幹事会は、同盟の規約および前文に含まれる基本原則との適合性について確認する。

全国幹事会の提案に基づき、執行委員会は、修正された規約を同盟委員会に付することができる。

### 第6条

職際的次元においては、同盟の加盟組織の管轄に属する者であっても、以下の構成組織に職権で所属させられる。

—U.N.I.C.I. (Union Nationale Interprofessionnelle des Cadres, Ingénieurs et Assimilés) (上級管理者、技術者、管理者あるいはこれらと同視される者である時)

—U.N.I.A.T.A. (Union Nationale Interprofessionnelle des Agents de Maîtrise, Techniciens et Assimilés) (主任、技師あるいはこれらと同視される者である時)

さらに、これらの者が、退職者あるいは事前退職者である場合には、F.N.A.S.-F.E.R. (Fédération Nationale des Associations Françaises de l'Encadrement Retraité) に組織される。

## ⑥ FEN

### 第1節

#### 第1条

教育、研究あるいは文化の領域に属し、本規約を承認する全国組合の間において、全国教員連盟が、設立される。

FENは、自主的な組合により設立され、世俗精神を持つ自主的な連盟である。

加盟組合の組合員は、各県毎に、FENの支部を設立する。

#### 第2条

FENの目的は、以下の通りである。

a) わが連盟が結集させる人たちの物質的および精神的利益の研究および擁護

- b) その共通の要求の実現のために種々の職種の人々の相互理解および協調
- c) 職員の任命および昇進についての政治的介入に対する闘争
- d) あらゆる段階の公教育および教育職員が実践している放課後・課外教育活動の擁護
- e) 世俗の教育立法の改善および発展
- f) 教育方法の改善および組合員の職業的向上
- g) 職員に関連する社会的業務の共同管理の役割への準備
- h) 教育、研究および文化に従事する職員への社会立法の適用
- i) 職業組合に関する立法により定められた事業の創設および運営
- j) わが連盟が結集させる人たちの国際的な組合活動
- k) 特に、教育、研究および文化の問題ならびに労働者教育の事業に関連すること全般のために、わが連盟が結集させる人たちと労働者諸組織との協力

大学およびその職員の擁護は、労働者階級の全般的活動と不可分であることを確信して、わが連盟は、民主的にかつ、全ての政府からおよび政治的、哲学的あるいは宗教的なあらゆる組織から独立して組織される中央組織への組合運動の再統一のために努力する。

## 第2節 全国組合および県支部

### 第3条

全国組合の数および分類は、全国連盟評議会によって審議され、大会によって批准される特別の内部運営規則によって、定められる。職種別の全国組合の新規の加盟申し込みはすべて、全国連盟評議会にふされ、同評議会が決定する。加盟申し込みをなしたる新たな組合が募集する職員の全体あるいは部分を結集している組合が連盟内部にすでに存在している場合には、その組合は、加入を認められない。

各全国組合は、連盟規約の制約内で、自由に運営される。